

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年8月31日

月曜日

第5563号

目次

告 示

○換地処分	1
○利賀地区における道路除排雪委託業務に係る地域維持型建設共同企業体 取扱試行要領	
○知事管理漁獲可能量の設定	34
○2等陸・海・空士（任期制自衛官）の採用試験の試験期日、試験場の位 置及び名称等	
公安委員会公告	
○警備員検定の実施	35

告 示

富山県告示第390号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年8月28日県営農地整備事業宮津地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和8年8月31日

富山県知事 新田 八朗

富山県告示第391号

利賀地区における道路除排雪委託業務に係る地域維持型建設共同企業体取扱試行要領を次のように定める。

令和8年8月31日

富山県知事 新田 八朗

利賀地区における道路除排雪委託業務に係る地域維持型建設共同企業
体取扱試行要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県（以下「県」という。）が発注する地域維持事業において地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(試行の範囲及び期間)

第2条 この要領は、富山県南砺市利賀地区における道路除排雪委託業務（以下「除排雪業務」という。）に限り適用し、令和8年度から令和10年度まで試行するものとする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域維持事業 地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な除排雪業務をいう。
- (2) 地域維持型建設共同企業体 地域維持事業を安定的に実施するため、地域の建設企業等が継続的な協業関係を確保して構成する共同企業体をいう。

(活用の基本)

第4条 共同企業体の活用は、地域維持事業の担い手を安定的に確保する必要がある場合その他地域の実情に応じて行うものとする。

(対象事業の決定)

第5条 共同企業体により実施することができる地域維持事業は、入札参加資格委員会の議を経て決定するものとする。

(運営形態)

第6条 共同企業体の運営形態は、次のいずれかとする。

- (1) 共同履行方式（以下「甲型」という。） 全構成員が出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって業務を履行する方式
- (2) 分担履行方式（以下「乙型」という。） 受託業務をあらかじめ区間等に分

割し、各構成員が自己の分担区間等について責任をもって履行する方式

2 各構成員は、委託契約の履行について連帯して責任を負うものとする。

(構成員数)

第7条 構成員数は2者以上10者程度とする。

(構成員の資格要件及び組合せ)

第8条 構成員は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 全構成員は、富山県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「建設工事資格者名簿」という。）に登録されていること。ただし、第9条に掲げる要件を満たし、かつ第12条第2項に規定する書類を提出した者（以下「除排雪業務限定参加者」という。）は、この限りではない。
- (2) 全構成員は、砺波土木センター管内に主たる営業所を有すること。
- (3) 構成員の2分の1以上は、砺波土木センター管内に主たる営業所を10年以上有すること。
- (4) 全構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

(除排雪業務限定参加者の資格要件)

第9条 前条第1号ただし書の規定による除排雪業務限定参加者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 第12条第5項に規定する定期受付年度のうち直近のもの（以下「直近の定期受付年度」という。）の前5年度から同条第1項に係る入札参加資格審査の申請日（以下「申請日」という。）までの間に元請（共同企業体の構成員として受託した場合を含む。）として次のいずれかの業務を受託し完了した実績を有すること。

ア 富山県が発注した除排雪業務

イ 砺波土木センター管内の市町村が発注した、当該市町村が管理する道路の除排雪業務

- (2) 第12条第2項に規定する書類を知事に提出していること。

(代表者の資格要件)

第10条 代表者は、次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 建設工事資格者名簿に登載されていること。
- (2) 砺波土木センター管内に主たる営業所を10年以上有していること。
- (3) 直近の定期受付年度の前15年度から申請日までの間に元請（共同企業体の構成員として受託した場合を含む。）として次のいずれかの業務を受託し完了した実績を有すること。

ア 富山県が発注した除排雪業務

イ 砺波土木センター管内の市町村が発注した、当該市町村が管理する道路の除排雪業務

- (4) 他の共同企業体の代表者となっていないこと。

（出資割合等）

第11条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

- 2 甲型の場合、全構成員の出資割合は均等割の10分の6以上でなければならない。
- 3 乙型の場合、分担業務額のない者を構成員とすることはできない。

第2章 入札参加資格手続

（入札参加資格審査申請）

第12条 共同企業体として入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。知事は、申請書を受理したときは、申請書の内容について審査し、入札参加資格があると認めた者を地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、申請者に対し入札参加資格の有無を通知するものとする。

- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格者債主登録（変更）書（様式第2号）
- (2) 使用印鑑届出書（様式第3号）
- (3) 委任状（様式第4号）
- (4) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (5) 代表者の業務実績証明書（第10条第3号に係る実績を証明する書類）
- (6) その他知事が必要と認める書類

-
- 2 除排雪業務限定参加者は、除排雪業務限定参加者入札参加資格審査申請書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。
- (1) 業務担当者資格確認書（様式第 6 号）
 - (2) 財務諸表（直近 2 期分）
 - (3) 誓約書（様式第 7 号）
 - (4) 業務実績証明書（第 9 条第 1 号に係る実績を証明する書類）
 - (5) 申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し
 - (6) 次に掲げる納税証明書
 - ア 主たる営業所が所在する税務署により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - イ 富山県により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
 - ウ 申請者が個人の場合にあつては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの
- 3 一の建設業者等が構成員となることができる共同企業体の数は、一とするものとする。ただし、県が必要と認める場合にあつては、県の判断により二以上の共同企業体の構成員となることができるものとする。
- 4 既に資格者名簿に登載を受けた共同企業体の代表者又は構成員に変更があつたときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 地域維持型建設共同企業体代表者等変更届（様式第 8 号）
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 5 申請書は、令和 6 年度及び同年度から起算して 2 の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、知事に提出するものとする。
- 6 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日以降、当該定期受付年度から起算して 2 年度経過後の年度の 10 月末日まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、随時、
-

資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、申請書は、知事に提出するものとする。

（協定書）

第13条 前条第1項第4号に規定する地域維持型建設共同企業体協定書は、運営形態ごとに甲型の場合は様式第9号、乙型の場合は様式第10号に準じて作成しなければならない。

（入札参加資格の有効期間）

第14条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

（解散の届出）

第15条 共同企業体が解散したときは、解散届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。この場合において、知事は当該共同企業体を資格者名簿から抹消するものとする。

第3章 雑則

（編成表及び協定書の提出）

第16条 共同企業体は、運営委員会の委員名、組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表（様式第12号）を各地域維持事業の契約締結時に発注者に提出しなければならない。

2 甲型の場合は地域維持型建設共同企業体の出資割合に関する協定書（様式第13号）の写しを、乙型の場合は地域維持型建設共同企業体の分担業務額に関する協定書（様式第14号）の写しを、前項の編成表と同時に発注者に提出しなければならない。

（通知及び連絡）

第17条 入札参加資格通知、指名通知、業務の監督、委託料の支払その他一切の行為は、共同企業体の代表者を相手方として行い、代表者への通知は全構成員への通知とみなす。

(委任)

第18条 この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第12条関係）

地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事

殿

共同企業体の名称

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

このたび、富山県の発注に係る地域維持事業の入札に共同企業体として参加したいので、次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載した事項は、全て事実と相違ないことを誓約します。

参加を希望する業務								
☐ 道路除排雪委託業務								
構 成 員 の 名 称	富山県建設工事 入札参加資格者名簿の業者番号							
確認事項								
☐ 代表者が、砺波土木センター管内に主たる営業所を10年以上有している。 ☐ 構成員（代表者を含む。）の2分の1以上が、砺波土木センター管内に主たる営業所を10年以上有している。 ☐ 全構成員が、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である。								

中小企業基本法（昭和38年法律第 154号）（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

様式第2号（第12条関係）

地域維持型建設共同企業体入札参加資格者債主登録（変更）書

富山県知事

殿

年 月 日

次のとおり、登録（変更）願います。

共同企業体の代表者

商号又は名称

氏 名

業者番号									事実発生日							年	月	日
J V 業者名	フリガナ																	
	漢 字																	
住 所	〒 -																	
電話番号	市外局番				市内局番				番号									
指定口座	銀行 支店 金庫 出張所																	
	預金種目				1. 普通 2. 当座				口座番号									
	口座名義人																	

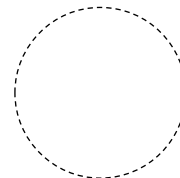
様式第3号（第12条関係）

使 用 印 鑑 届 出 書

1 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

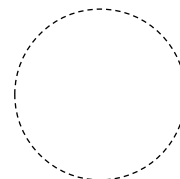


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

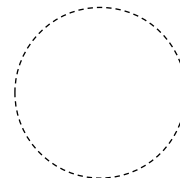


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

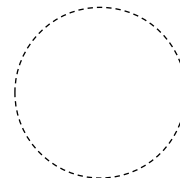


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

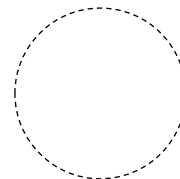


代表者使用印

構 成 員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

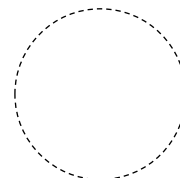


代表者使用印

2 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

上記1の印鑑を入札、見積り又は契約の締結のために使用し、上記2の印鑑を
代金の請求又は受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

共同企業体の名称

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

様式第 4 号（第12条関係）

委 任 状

受任者

代表者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項

入札及び見積りを電子入札で行うに当たり、上記の者名義の I C カードを使用すること。

年 月 日

富山県知事

殿

委任者

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

様式第5号（第12条関係）

除排雪業務限定参加者入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

このたび、富山県の発注する地域維持事業の入札において、共同企業体として
参加を希望する に除排雪業務限定参加者として構
成員に加入するため、次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載した事項は、全て事実と相違ないことを誓
約します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

様式第6号（第12条関係）

業 務 担 当 者 資 格 確 認 書

商号又は名称_____

No	氏 名	所有すべき資格
		ア. 大型免許 イ. 大型特殊免許（装輪式） ウ. 中型免許 エ. 小型特殊免許
例	富山 太郎	㊦ イ ウ エ
1		ア イ ウ エ
2		ア イ ウ エ
3		ア イ ウ エ
4		ア イ ウ エ
5		ア イ ウ エ
6		ア イ ウ エ
7		ア イ ウ エ
8		ア イ ウ エ
9		ア イ ウ エ
10		ア イ ウ エ

備考

- 1 「所有すべき資格」の欄には、除排雪業務担当者が所有する全ての資格を丸で囲むこと。
- 2 丸で囲んだ全ての資格が確認できる書類の写しを添付すること。

様式第7号（第12条関係）

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の1及び2のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（※1）
- 2 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団（※2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※3）

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※2 富山県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

様式第8号（第12条関係）

地域維持型建設共同企業体代表者等変更届

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事

殿

共同企業体の名称

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

次のとおり変更があったので届け出ます。

(丸で囲む)	変更前	変更後
代表者の変更 構成員の追加 構成員の脱退	代表者	代表者
	構成員	構成員
	構成員	構成員
	構成員	構成員
	構成員	構成員

(注) この変更届を提出するときは、必ず裏面の確認事項に従って提出すること。確認事項に従っていない変更は受け付けない。

確認事項

○「代表者の変更」の場合

- ・新しい代表者について、利賀地区における道路除排雪委託業務に係る地域維持型建設共同企業体取扱試行要領（以下「要領」という。）第10条の要件を満たしていること。
- ・この様式のほかに、様式第2号、第3号、第4号及び協定書を併せて提出すること。

○「構成員の追加」又は「構成員の脱退」の場合

- ・構成員の加入又は脱退後も、共同企業体が必要第8条の要件を満たしていること。新たに追加する構成員が除排雪業務限定参加者である場合は、要領第9条の要件を満たしていること。
- ・この様式のほかに、様式第3号、第4号及び協定書を併せて提出すること。

(記入例：代表者の変更の場合)

(丸で囲む)	変更前	変更後
代表者の変更 構成員の追加 構成員の脱退	代表者 A株式会社	代表者 B株式会社
	構成員 B株式会社	構成員 A株式会社
	構成員 C株式会社	構成員 C株式会社
	構成員 D株式会社	構成員 D株式会社
	構成員 E株式会社	構成員 E株式会社

様式第 9 号（第13条関係）**地域維持型建設共同企業体協定書（甲）**

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、地域維持事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、利賀地区地域維持型建設共同企業体 代表者 ○○建設株式会社（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は地域維持型建設共同企業体資格者名簿の有効期間とする。ただし、当企業体に係る地域維持事業の契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注）○の部分には、たとえば 3 と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持事業の契約の履行及び下請契約その他の地域維持事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う

ものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持事業の完成の都度当該地域維持事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持事業を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持事業を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規

定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産し、又は解散した場合において は、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

- 第20条 当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第10号（第13条関係）

地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、地域維持事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、利賀地区地域維持型建設共同企業体 代表者 ○○建設株式会社（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は地域維持型建設共同企業体資格者名簿の有効期間とする。ただし、当企業体に係る地域維持事業の契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注）○の部分には、たとえば 3 と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、地域維持事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担額)

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、それぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した

代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持事業履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が地域維持事業を完成する日までは脱退することができない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担部分を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

様式第11号（第15条関係）

解 散 届

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

富山県知事

殿

共同企業体の名称

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで、地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格者名簿に登録された利賀地区地域維持型建設共同企業体 代表者 ○○建設株式会社については、年 月 日付けで解散したので、届け出します。

様式第12号(第16条関係)

共同企業体編成表

商号又は名称 _____

共同企業体運営委員会	委員長〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 委 員〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇) 〇〇 (〇〇建設株式会社〇〇)
↓	
共同企業体工事事務所	
↓	
所長〇〇 (〇〇建設株式会社)	
↓	
工務長〇〇 (〇〇建設株式会社)	事務長〇〇 (〇〇建設株式会社)
↓	↓
工務主任 (班長)	事務主任 (班長)
氏 名 会 社 名	氏 名 会 社 名
↓	↓
工 務 係	事 務 係
氏 名 会 社 名	氏 名 会 社 名

様式第13号（第16条関係）

地域維持型建設共同企業体の出資割合に関する協定書

下記業務について、地域維持型建設共同企業体協定書（甲）第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 業務の名称

2 出資の割合	〇〇建設株式会社	〇〇%
	〇〇建設株式会社	〇〇%
	〇〇建設株式会社	〇〇%
	〇〇建設株式会社	〇〇%
	〇〇建設株式会社	〇〇%

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体の名称

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

様式第14号（第16条関係）

地域維持型建設共同企業体の分担業務額に関する協定書

下記業務について、地域維持型建設共同企業体協定書（乙）第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

1 業務の名称

2 分担業務額（消費税を含む）

〇〇建設株式会社	〇〇業務	〇〇円
〇〇建設株式会社	〇〇業務	〇〇円
〇〇建設株式会社	〇〇業務	〇〇円
〇〇建設株式会社	〇〇業務	〇〇円
〇〇建設株式会社	〇〇業務	〇〇円

〇〇建設株式会社ほか〇者は、業務分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体の名称

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

（注）「2 分担業務額」については、企業体構成員毎に記入し、分担業務名称及び金額を記載すること。

富山県告示第392号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第 1 項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和 8 管理年度の同項に掲げる数量を令和 8 年 8 月 28 日付けで以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 8 年 8 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで）における漁業法第16条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
試行水準
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県べにずわいがに漁業	試行水準

富山県告示第393号

2 等陸・海・空士（任期制自衛官）の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 117 条及び第 118 条の規定により、2 等陸・海・空士（任期制自衛官）の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称等を次のとおり定めたので告示する。

令和 8 年 8 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 募集種目
2 等陸・海・空士（任期制自衛官）
- 2 試験期日
 - (1) 在宅のまま受験できるWeb試験（筆記試験、適性検査）

令和8年9月17日（木）～令和8年9月19日（土）

(予備日 9 月 20 日 (日))

(2) 身体検査及び口述試験

令和8年9月29日（火）

3 受付締切目

令和8年9月7日（月）

4 試験場の位置及び名称

(1) 身体検査

石川県金沢市野田町1番8号 陸上自衛隊 金沢駐屯地

(2) 口述試験

富山県富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター

5 郵送及び問合せ先

930-0856

富山県富山市牛島新町6番24号

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電話 (076) 441-3271 (代)

FAX (076) 441-3271

公 告

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条第 1 項に規定する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 7 条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月31日

富山県公安委員会委員長 庵 栄伸

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2 級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和8年12月2日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和8年12月4日（金）午後1時から午後5時まで

3 実施場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部

4 受検資格

富山県内に住所がある者又は同県内に所在する営業所に属する警備員

5 受検定員

10人

6 事前申込みの要領

検定申請書の提出に先立って、必ず事前申込みを行うこと。

なお、事前申込みは電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 申込期間

令和8年9月28日（月）から9月30日（水）までの午前9時から午後4時までの間

(2) 申込先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受検者の決定

ア 事前申込みをした者の数が受検定員に満たない場合は、その全員を受検者とする。

イ 事前申込みをした者の数が受検定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

7 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 提出期間

令和8年10月5日（月）から10月9日（金）までの午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

検定申請書は、次に掲げるいずれかの警察署に提出すること。

ア 住所を管轄する警察署

イ 警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 申請者が富山県内に居住すること又は同県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

(4) 手数料

申請書類を提出する際、手数料として16,000円を富山県に納付すること。

なお、申請書類の提出後において、検定を受けないことによる手数料の返還請求は認めない。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

